

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 人気投票の経過又は結果の公表の解禁

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならないこととする規定を削ること。

(第三百三十八条の三関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>〔削る〕</p> <p>（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）</p> <p>第四百四十八条 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定は、新聞紙（これに類する通信類を含む。以下同じ。）又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を記載し又は事実をゆがめて記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（選挙放送の番組編集の自由）</p>	<p>（人気投票の公表の禁止）</p> <p>第三百三十八条の三 何人も、選挙に関し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。</p> <p>（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）</p> <p>第四百四十八条 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第三百三十八条の三の規定を除く。）は、新聞紙（これに類する通信類を含む。以下同じ。）又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載する自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（選挙放送の番組編集の自由）</p>

第百五十一条の三 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定は、日本放送協会又は基幹放送事業者が行う選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

〔削る〕

第百五十一条の三 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第百三十八条の三の規定を除く。）は、日本放送協会又は基幹放送事業者が行なう選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

（人気投票の公表の禁止違反）

第百四十二条の二 第百三十八条の三の規定に違反して人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、新聞紙又は雑誌にあつてはその編集を實際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつてはその編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

改 正 案	現 行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通</p>

知)、第百十六條(議員又は当選人が全てない場合の一般選挙)、第百十七條(設置選挙)、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第一項及び第二項、第百三十二條から第百三十七條まで、第百三十七條の三、第百三十八條、第百四十條の二、第百四十八條の二、第百六十一條第一項、第三項及び第四項、第百六十四條の六、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第百二條第二項、第百四條、第百五條第五項、第百六條第二項、第百八條、第百九條の二第二項、第百一十一條第二項、第百一十六條及び第百二十條第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第百二十四條の三、第百三十五條の二第一号及び第二号、第百三十五條の三、第百三十五條の四、第百三十五條の六、第百三十六條第二項、第百三十六條の二、第百三十八條の二、第百三十九條第一項第四号及び第二項、第百三十九條の二第一項、第百四十條第二項、第百四十二條第二項、第百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第百四十六條から第百五十條まで、第百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第百五十一條の三、第百五十一條の四、第百五十二條の二、第百五十二條の三、第百五十二條の第三項から第五項まで並びに第百五十五條の二から第百五十五條の四までの規定を除く。)、第百六十四條の二(行政手続法の適用除外)、第百七十條第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第百七十條の二(不在者投票の時間)、第百七十條の三

知)、第百十六條(議員又は当選人が全てない場合の一般選挙)、第百十七條(設置選挙)、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第一項及び第二項、第百三十二條から第百三十七條まで、第百三十七條の三、第百三十八條、第百四十條の二、第百四十八條の二、第百六十一條第一項、第三項及び第四項、第百六十四條の六、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第百二條第二項、第百四條、第百五條第五項、第百六條第二項、第百八條、第百九條の二第二項、第百一十一條第二項、第百一十六條及び第百二十條第四項の規定を除く。)、第十六章(罰則)(第百二十四條の三、第百三十五條の二第一号及び第二号、第百三十五條の三、第百三十五條の四、第百三十五條の六、第百三十六條第二項、第百三十六條の二、第百三十八條の二、第百三十九條第一項第四号及び第二項、第百三十九條の二第一項、第百四十條第二項、第百四十二條第二項、第百四十三條の二)第二項、第百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第百四十六條から第百五十條まで、第百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第百五十一條の三、第百五十一條の四、第百五十二條の二、第百五十二條の三、第百五十二條の第三項から第五項まで並びに第百五十五條の二から第百五十五條の四までの規定を除く。)、第百六十條の二(行政手続法の適用除外)、第百七十條第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第百七十條の二(不在者投票の時間)、

(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十二条(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

〔表略〕

第二百七十条の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十二条(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

〔表略〕